

甲賀市青少年自然活動支援センター備品貸出しに関する事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内の団体等において実施する自然体験活動を支援するため、甲賀市青少年自然活動支援センター（以下「支援センター」という。）が保有する備品（以下「備品」という。）の貸出しについて、適正かつ円滑な事務処理を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(貸出しをする備品)

第2条 貸出しをする備品は、別に定める器材及び教材とする。

(貸出しの対象者)

第3条 備品の貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 市内の自然体験活動の振興を目的とする公益的活動を行う機関及び団体
- (2) その他甲賀市青少年自然活動支援センター所長（以下「所長」という。）が特に必要と認める者

(貸出しの期間)

第4条 備品の貸出期間は、8日以内とする。ただし、特別な理由があると認めるときは、所長はその期間を延長することができる。

(使用料)

第5条 備品の使用料は、無料とする。

(貸出しの手続き)

第6条 備品の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、甲賀市青少年自然活動支援センター備品借用申請書（以下「借用申請書」という。）（様式第1号）を所長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 借用申請書の受付期間は、貸出希望日の属する月の2ヶ月前から貸出希望日までとする。
- 3 第1項の借用申請書に対する貸出しの承認は、第9条の規定に該当する場合を除き、申請の順により行う。この場合において、借用申請書が同時のときは、抽選によりその順序を決めるものとする。
- 4 所長は、備品の使用を承認したときは、甲賀市青少年自然活動支援センター備品貸出許可書（以下「借用許可書」という。）（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

(申請の方法)

第7条 借用申請書の提出は、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 支援センター（社会教育スポーツ課）の窓口
- (2) 甲南青少年研修センターの窓口
- (3) 甲南青少年研修センターあてのファクシミリ

- 2 借用申請書は、次の場所に設置するものとする。
 - (1) 自然活動支援センター（甲南青少年研修センター）
 - (2) 甲賀市教育委員会事務局 社会教育スポーツ課

（申請の受付）

第8条 借用申請書を受け付けることができる日は、次に掲げる日を除く日とする。

- (1) 支援センターは土曜日及び日曜日
 - (2) 甲南青少年研修センターの休館日 日曜日及び月曜日
 - (3) 12月25日から翌年の1月4日までの日
 - (4) 甲南青少年研修センターの休館日
- 2 借用申請書を受け付けることができる時間は、午前9時から午後5時15分までとする。
 - 3 所長が特に必要と認めるときは、申請の受付日時を変更することができる。
 - 4 ファクシミリによる受付については、執務時間内に受信した場合は、その日を窓口へ到達した日として收受するものとし、休館日及び執務時間外に受信した場合は、翌開館日を窓口へ到達した日として收受するものとする。

（貸出しの制限）

第9条 所長は、次の各号に該当するときは、備品の貸出しは行わない。

- (1) 支援センター及び研修センターが使用するとき。
- (2) 営利を目的として使用するおそれがあるとき。（原材料費等の実費相当額を徴収する場合を除く。）
- (3) 政治的、宗教的活動又はこれらに類する行事に使用するおそれがあるとき。
- (4) 備品を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (5) 管理上支障が生じるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、所長が適当でないと認めるとき。

（備品の貸出し）

第10条 貸出日は、次に掲げる日を除く日とする。

- (1) 日曜日及び月曜日
 - (2) 12月25日から翌年の1月4日までの日
 - (3) 研修センターの休館日
- 2 備品を貸出す時間は、午前9時から午後5時00分までとする。
 - 3 備品を貸出す場所は、支援センター（甲南青少年研修センター）とする。
 - 4 所長が特に必要と認めるときは、備品の貸出日時及び貸出場所を変更することができる。
 - 5 備品を使用する者（以下「使用者」という。）は、借用許可書を提示し、係員の指示に従って借り受ける備品の数量、破損及び汚損等の有無を確認のうえ搬出すること。

（目的外使用の禁止等）

- 第11条 使用者は、借り受けた備品を自らの責任において適正に管理し、貸出目的以外に使用してはならない。
- 2 使用者は、借り受けた備品の使用権利を譲渡し、又は備品を転貸し、交換し、若しくは担保に供してはならない。

(備品の返却)

第12条 使用者は、借り受けた備品を貸出期間満了の日までに返却しなければならない。

2 返却日は、次に掲げる日を除く日とする。

(1) 日曜日・月曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) 甲南青少年研修センター休館日

3 備品を返却することができる時間は、午前9時から午後5時00分までとする。

4 備品を返却する場所は、支援センター（甲南青少年研修センター）とする。

5 所長が特に必要と認めるときは、備品の返却日時及び返却場所を変更することができる。

6 使用者は、借用許可書を提示し、係員の指示に従って返却する備品の数量、使用状況等の点検を受けて返却すること。ただし、係員が不在の場合は、後日係員のみで返却された備品の点検を行うものとする。

(使用承認の取消し等)

第13条 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出期間満了の日以前においても使用承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止させることができる。

(1) この要領の規定に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により、使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。

(3) 使用の目的又は条件に違反したとき。

(4) 故障により使用することができなくなったとき。

(5) 災害その他の事故により使用することができなくなったとき。

(6) 備品の管理上、支障があると認められるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、所長が使用を不相当と認めるとき。

2 前項の規定により使用者が使用の承認を取り消され、又は使用を制限されたことにより生じた使用者の損害については、教育委員会はその責めを負わない。

(損害賠償の義務等)

第14条 使用者は、備品を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、所長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

2 使用者等が、借り受けた備品により事故を起こした場合、教育委員会はその責めを負わない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、備品の貸出しに関し必要な事項は、所長が別に定める。

付 則

この要領は、平成22年7月15日から施行する。

付 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。